

市政懇談会(田野公民館)における意見等の概要

実施日時：平成28年6月28日(火)19:30~21:09

参加者：132名(市民 112名、職員 20名)

※「対応状況・今後の方針」の記載内容は、  
市政懇談会開催日時点のものであります。

No	質問内容	お答え(概要)	対応状況・今後の方針	担当部署
1	・来見地区の劈巖透水について、3番隧道から取水口までの整備ができていない。県の管轄になるため県に許可をもらい、道の整備、ガードや案内板の設置等をし、安全に取水口まで行けるようにしてほしい。	【市長】 ・地元の偉人や財産について子どもたちに知ってもらいたいですが、世の中に発信していく取り組みが足りなかったため、今後その努力をしていくことが大事です。西条にも世界一の市之川鉦山がありますが、昨年、学芸員を採用し、発信していく取り組みを始めたところ。見学者の安全確保が大事であるということは認識しておりますので、県と相談して、できるだけ安全に見学できるようにしたいと思います。	・史跡の所有者である来見地区(土地改良区)等と市の協議の場を設けて、今後の維持管理や県への相談内容について検討します。	・教育委員会管理部
2	・以前からお願いしている兼久部落西の大量に積み上げられたタイヤについて、その後の経緯を教えてください。通学路でもあるため、極力早く対応してほしい。	【丹原総合支所長】 ・所有者を調査したところ、行方不明です。弁護士によると、原則として個人の所有物であるため、勝手に撤去等はできないとのことですが、タイヤが路上にも落下し、通行に大変危険なため、現在北側の市道は、道路の付け替えを行い迂回するようにしました。南側の道路は通行止めにしておりましたが、落下の恐れのあるタイヤを北側に仮置きし、通行できるようにしました。タイヤの撤去は、個人の所有物であり、多くの費用もかかるため対応に苦慮していますが、通行の安全と衛生面に十分配慮し、対応を検討したいと思います。	—	・丹原総合支所
3	・防災行政無線について、防災放送塔が整備されたが、全般的に聞こえないため、調査をしてほしい。	【市民安全部副部長】 ・現在市内には、今まで消防が利用していた82カ所の放送塔と、約250カ所の自治会が管理している放送塔の2種類の放送設備があります。消防の放送を流している分には問題ないのですが、全部が一斉に鳴った時に、音が反響して聞こえにくくなります。他市より集会所の間隔が狭いこともあり、今後、防災行政無線だけを鳴らしたり、地域の放送塔だけを鳴らして、その内のいくらかを間引きしたり、というようなテストをしていきます。先日、緊急地震速報を鳴らし、音量の調整等もしましたが、気象条件等にもよるので難しいです。集会所単発でのテストはしていますが、一斉に鳴らす機会がなかなか無いため、少しずつ調整していきたいと思っています。	・7月3日に、田野校区において、田野地区自治会長ほか公民館周辺の部落長、放送責任者にも立ち会っていただき、一斉放送のテストを実施し、音が重なる集会所放送を間引くことで良好な結果が得られることを確認しました。	・市民安全部
4	・防災行政無線の音量が高すぎて、完全に割れているため内容が分からない。最大音量を下げる等の調節はできるのか。1カ所だけのテストではなく、全体でやってほしい。市の職員が現場に来て検討してほしい。	【市民安全部副部長】 緊急地震速報は国から直接情報が入っているため、最大ボリュームになっています。音量についてはメーカーと相談したいと思います。 【市長】 市としては、何があってもみなさんに情報を伝達しなければならないと、一斉に放送できるように放送塔を設置しましたが、前のチャイムの方が良かったとか、声が割れて聞こえないなどの指摘があります。費用をかけてやっているため、全員に伝達ができるまでメーカーに検証してもらわなければいけません。地域毎に市も立ち会い、メーカーに試験をしてもらおうと思っています。	・現在、「国からの緊急地震速報は最大音量で自動放送することになっている。」ため、本市のシステムを改造できないか、メーカーと検討しています。 ・田野校区の一斉放送のテストにつきましては、市職員も各集会所付近で音声を確認しました。他の校区についても、順次テストを実施する予定です。	・市民安全部
5	・防災行政無線の放送について、女性の声はなんとか聞こえるが、男性の声は全然聞こえない。検査はしていないのか。いざという時に心配である。大雨の時等にも聞こえるか確認してほしい。	【市民安全部副部長】 ・女性の声は合成音声であり、市からの案内放送で使用し、緊急地震速報は男性の声でした。4月の緊急地震速報は、誤報ではありましたが鳴りました。それより前の試験は3月の中旬に実施し、個別の集会所のスピーカーは、自治会長と放送責任者の立ち合いで音量の確認はしています。 【市長】 ・一斉にやっていないのなら、田野地区で全部鳴らして、みなさんにも確認してもらうように、すぐに実施したいと思います。	・地域によっては、男性の声の方が聴き取りやすいという意見もありますので、今後いろいろな音源やスピードで工夫したいと思います。なお、大雨や台風の時に、屋内まで聞こえるような音量でお知らせすることは現実的でないことから、それを補完する手段として、テレビ画面で注意報・警報・避難情報をお知らせするほか、平成26年8月から開始の「安全安心情報お知らせメール」や「防災情報アプリ」などを活用した情報収集で、早めの行動を取っていただくよう、お願いいたします。	・市民安全部

市政懇談会(田野公民館)における意見等の概要

実施日時：平成28年6月28日(火)19:30~21:09

参加者：132名(市民 112名、職員 20名)

※「対応状況・今後の方針」の記載内容は、  
市政懇談会開催日時点のものであります。

No	質問内容	お答え(概要)	対応状況・今後の方針	担当部署
6	・市政懇談会の前回意見の回答について、詳しい回答は当事者でいいが、概略については、会の冒頭で説明すべきではないか。	【市長】 基本的には、昨年の回答を今年の会で返していますが、細かい個別の案件は時間の都合上、割愛させてもらっています。今日は浄化槽管理の費用の問題について、冒頭でお話しさせていただきました。	—	・企画情報部
7	・浄化槽の件について、上水道の料金を合わせてきたのであれば、下水道も加入料や年間使用料等合わせた維持費と、単独浄化槽や合併浄化槽の設置や点検清掃料等の維持費を、1年間の料金だけでなく、10年、20年の長期で見ると、差があれば合わせていくべきではないか。合わせられなくても試算した数字を示してほしい。検討だけでなく、今すぐできなくても、方向性だけでも示してほしい。	【市長】 ・公共下水道は、まだまだ使用料で賄う割合が低いため、それを引き上げる努力をしており、第1弾として今年は西条処理区の使用料を上げたいと思います。将来的に公共下水道を入れるのが難しい地域は、浄化槽管理の中で平等に扱う必要があり、そういう試算をしたものがあります。昨年、公共下水道の概略はお話ししましたが、その格差をどう埋めるかという具体的な話はありません。また、水道料金と同じく一度には上げられませんが、第1弾として来年に向けて浄化槽に対して、少し支援をしていかないといけないという話をさせていただきました。この話はまた個別に話をして、みなさんが納得できるような方向性を示したいと思います。	・下水道使用料については、本年度に料金改定(西条処理区の使用料を8%程度値上げ)を実施します。平成28年12月分及び平成29年1月分として徴収する使用料の算定から適用する予定です。	・生活環境部
8	・合併浄化槽を作った時に、すごくきれいな水になったが、なぜ毎年3万、5万円出して清掃しないといけないのか。検査に来てくれている人は大丈夫と言ってくれているため、納得がいかない。年金生活者にとっては費用負担が大きすぎる。	【生活環境部長】 ・浄化槽の管理者の義務は、昭和58年に浄化槽法ができた時からのものでありますが、市も周知の徹底ができておりませんでした。きれいな水が出ていても、浄化槽は微生物を使った処理であるため、使用頻度が少なかったとしても、中に入っている汚泥がどういう状況なのか水質検査をする必要があります。 【市長】 ・四国の市長会で意見を出して、ある程度地方の自治体に責任を持たせ、環境が悪くなることは無いため臨機応変に対応してほしいと書面で全国市長会、厚生労働省に上げているが、まだ押し返されているのが現状です。	—	・生活環境部
9	・近隣の市では、衛生管理を市に従ってやっているため清掃は3年に1回で済んでいるところもあると聞いた。西条や東予でも、毎年はやっていないという話も聞いたので、環境衛生課に聞くと、指導はしているとのことだが、個人の考え方でやる人もいれば、やらない人もいます。美しい水ということでやってくれるのはありがたいことだが、問題は費用であり、法律も大切だが現実も踏まえ、市民が安心して暮らせるように考えてほしい。	(意見のみで回答なし。)	・浄化槽管理者の義務として、浄化槽法に毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないことが謳われています。 ・清掃の時期は、保守点検業者が実施する点検の状況によって決められるものではなく、その時期を保守点検業者が決定できるものでもありません。この点については、市が保守点検業者と話し合いの場を設け、今年度中を目途に指導していきます。	・生活環境部
10	・今年汲み取りをしないと、次回は割増料金がかかるとのことだった。今までどおり点検業者に汲み取り時期を決めてもらってはいけないのか。業者を守るのも大切だが、住民も守ってほしい。業者を選ばせてもらうわけにはいかないか。	【生活環境部長】 ・地域分けについては、市でも十分検討し、今の区分けの体制の方が地域のみなさんにとっても料金的に助かると判断しているため、下水道の進捗により、均衡を保つための変更は生じる場合がありますが、区分けを変えることは考えておりません。昨年、大人数の浄化槽を設置しているが、家族の減少により利用頻度が少なくなった場合の費用負担の軽減についての質問がありました。浄化槽の清掃業者と検討した結果、業者にも事情を理解してもらい、浄化槽の状況を確認した上で、可能な限り汲み取り量を抑え、費用負担の軽減をするようになりました。ただし、1年に1回清掃することが前提で、1年以上清掃を行っていない浄化槽は、汚泥の抜き取りや機器の洗浄等のやり方が変わってくるため、当然、金額は高くなります。1年以上清掃をしていないところは、次の清掃の時には浄化槽法の技術上の基準に基づいて支払ってもらい、その後、1年に1回清掃する際には軽減措置をとってもらえると、市は認識しています。	—	・生活環境部

市政懇談会(田野公民館)における意見等の概要

実施日時：平成28年6月28日(火)19:30~21:09

参加者：132名(市民 112名、職員 20名)

※「対応状況・今後の方針」の記載内容は、  
市政懇談会開催日時点のものであります。

No	質問内容	お答え(概要)	対応状況・今後の方針	担当部署
11	・浄化槽清掃時の軽減措置は、業者と利用者 確認しているのか。また、他市の状況も確認 しているのか。業者と利用者の両方から確認 してほしい。	【生活環境部長】 ・上記の件は、業者に確認をとっています。他 市の状況は電話で確認しています。なお、利 用者にも確認は致します。	・公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が県内の 浄化槽の設置及び維持管理の状況を詳細に 把握しているため、同協会の西条支部を通 して確認を行います。 ・軽減措置がとられた浄化槽管理者にも、 清掃業者とのやり取りなどについて確認 を行います。	・生活環境部
12	・西条市は、地方創生のモデル事業となる 地方再生計画の認定を受けているが、コア機 能であるカット野菜工場はできたが、貯蔵 施設の整備や流通機能の強化はどうか。ま た、露地栽培や大規模施設栽培による農作 物の安定的な供給体制作り等は、どこまで 進んでいるのか。農村地帯であるこの地域 には、まだこの再生の話が1つも入ってき ていないと思うが、どこまで進むのか、各 地域には行かないのか、やる人だけがやる のか、教えてほしい。	【市長】 ・農業の総合6次産業化ということでここ 何年か取り組んできたが、加工場も出来て 50人くらいの従業員もおります。まず神戸 地域で作っているキャベツをカット野菜に して、セブンイレブン等の工場に出してい ます。今後、消費者が必要とするカット野 菜を出していく必要があり、今度は玉ねぎ の需要があるため、西条市農協が50ヘク ター程度作る計画で、周桑農協も野菜と果 樹を大々的に補助金を使って実施する計 画が打ち出され、これは総合6次産業につ ながっていくと思います。今、圃場整備を やっていますが、大規模経営の団地を作り、 安定した契約野菜を作る等になると、雇 用も増えていきます。今後、農家や農協に 広げていくように、今一番に取り組んでい ます。また林業の総合6次産業化というこ とで、CLTという直交集成板で、木造高層 ビルを造っていくという工場が立ち上が ります。これは全国で初めての一貫工場で、 大いに期待しており、それによって山に手 が入ることで雇用が生まれ、大きな産業 となってこの地域を支えると思います。市 や県も、5階建て程度の耐震性のある市 営住宅等を、CLTを活用した木造住宅でモ デル的に作り、それで全国に広げていき たいと考えています。山も改植をすることで、 災害が起こりにくい山になると思いま すし、貯木場等も作っていく必要があるた め、大きな活力になっていくと思いま す。	—	・企画情報部 ・農林水産部
13	・いきいきバスについて、新しい回数券で 運用されるようだが、せとうちバスで出さ れている回数券との併用も可能なのか、ま た同乗する方も使えるのか等、使用の仕 方を教えてほしい。	【市長】 ・今は試験的な制度で最終形ではありません。 100円バスでは偏りがあり、利用していた 人は1割未満であり不公平感があつたた め、多くの人に利用してもらうために、3 分の1程度の負担となる回数券にしまし た。そして、対象路線も、市内を運行す る全ての路線バスを対象としました。と りあえず75歳以上にしていますが、ま ず1年間様子を見て、良ければ年齢要件 の引き下げや、ルートの拡大等をした いのですが、今のところは75歳以上の 方、本人でなければ利用できません。	・いきいきバスの乗車券については、金 券式乗車券となっており、額面3,000 円相当を1,000円で販売しています。 ・乗車券については、ご本人のみの利 用となっています。 ・対象者の方が、障がい者等の割引を 受けることができる場合は、割引後の 運賃を乗車券にて支払っていただくこ とになります。 ・また、お手持ちの乗車券の組み合わせ で運賃と同額にならない場合、お釣 りは出ません。 ・せとうちバス発行乗車券も、いきい きバス同様金券式乗車券となっており、 併用してお支払いいただくことは可 能です。	・保健福祉部